

令和7年度

第2回

佐久市国民健康保険運営協議会

会議資料

日時 令和8年1月15日（木） 午後1時30分～

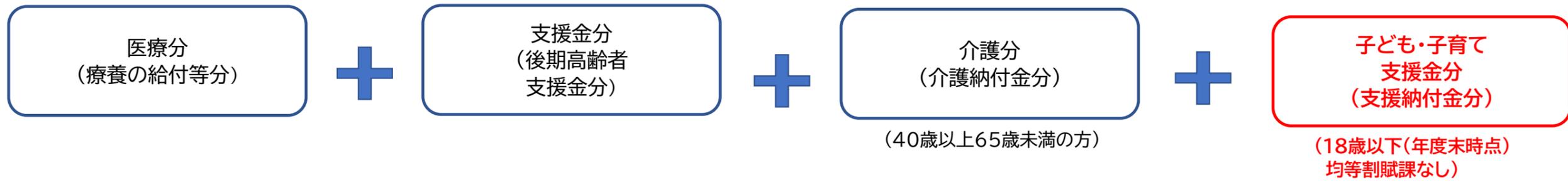
場所 佐久市役所 8階大会議室

佐久市国民健康保険運営協議会

佐 久 市

少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、医療保険の保険料とあわせて拠出いただく子ども・子育て支援金制度が令和8年度より開始

政府は支援納付金対象費用に充てるため、令和8年度から毎年度、医療保険者から支援納付金を徴収、医療保険者は、支援納付金を納付する義務を負う（子ども・子育て支援法）



〈保険料水準統一加速化プラン〉長野県の完全統一スケジュール

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R15(R18)年度
		完全統一目標年度意思決定					完全統一目標年度
医療費指数			二次医療圏ごとの統一			納付金ベースの統一 医療費指数 0	全市町村の同意が得られれば、R12に完全統一する可能性もあり
保険料(税)			資産割の廃止 (佐久市はR5に廃止済) 応益保険料(均等割・平等割)を標準保険料に近づける			納付金算定時に、医療費指数を掛けない	税率を、長野県全て統一

保険料水準の統一の意義

市町村ごとの財政格差を是正し、県全体で国保財政を支えることで、保険給付に必要な費用の安定的な確保と、どこに住んでいても同じ所得・同じ世帯構成であれば負担が等しくなり、住民間の負担の公平性が高まります

- ※ 医療費指数・・・市町村の医療費の水準が、全国平均と比べてどれだけ高いか低いかを示すための指標
- ※ 二次医療圏での統一・・・納付金算定において、各市町村の医療費水準を反映させる代わりに、二次医療圏単位の医療費水準を反映させることです。県単位の統一(α=0)に向けた前段階
- ※ 納付金ベースの統一と完全統一の差・・・
納付金ベースの統一は、納付金算定時に市町村の医療費水準を反映させず、県内統一とするもの(α=0)で、保険料設定に影響する一部要因のみを統一します。完全統一は、それに加えて、市町村個別の歳入・歳出項目や保険料算定方法などを全て統一し、同じ所得・世帯構成なら同じ保険料とするものです。

国民健康保険税の見直し方針について

長野県における国保税率統一における運営方針

令和9年度までに行うこと

- ①医療費指数を二次医療圏で統一する
佐久市0.924 → 佐久広域:0.915
- ②資産割を廃止する(佐久市国保では令和5年度に廃止済)
(R6時点で77市町村中57市町村が賦課していない)
- ③保険料(税)の応益割保険料(均等割、平等割)の平準化を図る

佐久市国民健康保険税率の見直しの方針(案)

- 1 税率見直しを2年のスパンとしている(令和6年度に令和7・8年度の税率を見直し、据置となっている)が、子ども・子育て支援金制度の創設により、新たに課税を行う必要が生じたため、税率の見直しを行う
- 2 長野県が示す標準保険料を参考に、子ども・子育て支援金分の税率等を決定する
- 3 基金の活用方針により基金を取り崩した場合で、基金残高が基金保有額水準を上回る場合は、税率等の見直しの際に解消となるよう見直しを行う

税率見直しにおける留意点

被保険者の保険料負担能力に応じて賦課される、**応能割(所得割)**

受益に応じて等しく被保険者に賦課される、**応益割(均等割、平等割)**

所得割

- ・所得の状況によって課税することから応分の負担となる
- ・所得額に課税するため、経済状況の影響を受けやすく、減収分の見込みが難しい。

均等割(被保険者均等割)

(R7.11月末の被保険者数 17,784人、
R6.11月末 18,271人 487人減)

- ・被保険者一人当たり課税のため、額を増減した場合、すべての被保険者に影響する。
- ・景気の動向に左右されないため比較的安定した財源。

平等割(世帯別平等割)

(R7.11月末の世帯数 12,149世帯、
R6.11月末 12,332世帯 183世帯減)

- ・加入一世帯当たり課税のため、額を増減した場合、すべての世帯に影響する。
- ・景気の動向に左右されないため比較的安定した財源。

R8・R9特有の留意点

① 子ども・子育て支援金制度の創設

- ・令和8年度より実施
児童手当の拡充・妊娠出産時からの支援強化等少子化対策の財源確保に向けた取り組み
(加入者一人当たり年額)

令和8年度 2,637円
令和9年度 3,164円
令和10年度 4,219円

- ※令和7年12月4日時点での試算数値
- ※18歳以下(年度末時点)の被保険者に対し均等割は賦課されない

② 税制改正による国保税収納等への影響

- ・国保税の課税限度額の引き上げによる影響

令和8年度から	現行	令和8年度
賦課限度額 医療給付費等分	66万円	67万円
介護納付金分	17万円	変更なし
後期高齢者支援金分	26万円	変更なし
子ども・子育て支援分		3万円

- 【医療給付費等分が引き上がることで影響のある世帯】
例 単身世帯 所得 約980万円以上
(給与収入 約1,170万円以上)

③ 社会保険適用事業所の拡大

- ・令和6年10月より、パートアルバイトの社会保険加入要件が拡大されている。
- ・企業規模の要件 令和9年10月～ 36人以上の企業に拡大(現行:51人以上の企業が適用対象)
- ・賃金の要件 撤廃の予定
企業規模や賃金要件の変更により、今後さらに被保険者の減少が見込まれる

④ 高額療養費制度の見直し

- ・医療の高度化や高額化に対応するため、医療機関で被保険者が支払う自己負担額に限度を設ける「高額療養費制度」が見直され、令和8年8月から、月額上限額が引き上げられる。保険者として支出が抑えられる。

1 佐久市国民健康保険事業基金 残高の推計

(単位:千円)

区分	前年度末残高 (A)	積立額 (B)	取崩額 (繰入額) (C)	年度末残高	備考
				[(A)+(B)-(C)]	
R2年度	1,654,833	888	0	1,655,721	
R3年度	1,655,721	498,214	1,025,000	1,128,935	基準外繰入返還
R4年度	1,128,935	109,372	0	1,238,307	
R5年度	1,238,307	43,564	0	1,281,871	
R6年度	1,281,871	8,600	0	1,290,471	
R7年度	1,290,471	22,695	0	1,313,166	(推計)
R8年度	1,313,166	60,048	0	1,373,214	(推計)
R9年度	1,373,214	19,962	0	1,393,176	(推計)

●今後の基金残高の推計

令和7年度は、9月補正で確定した積立額に預金利子分を積立する
令和8年度以降も、取り崩すことなく積立が続くと推計される

2 国民健康保険事業基金の活用方針について

令和3年5月24日国保運営協議会答申

基金とは…

目的：国民健康保険事業の健全な運営を図る
用途：①国民健康保険事業費に不足を生じた場合の補填

基金の保有残高について

保険給付費の10%程度とし、以下の金額設定としたい。

10% 6億5,300万円 → 6億円程度 (一人当たり 28,612円)
税率見直し(引下げ)の基準額 13億円程度 (一人当たり 61,993円)
(引上げ)の基準額 3億円程度 (一人当たり 14,306円)

※ この設定額は、現時点の被保数等の状況によるものであり、今後、団塊の世代の後期高齢者医療保険制度への移行や雇用保険の適用拡大(10%程度の変動)による被保険者の減少等、国保運営上の環境の変更が生じた場合は、その都度見直しを行う。

3 国民健康保険税率の見直し (案)

基金の活用方針に従い、令和7年度末の基金残高が13億円を超える見込みのため、国保税率の見直しを検討する

●前提

①子ども・子育て支援金分は後期高齢者支援金分や介護分と同様に納付金に充てる必要があるため、課税を行う必要がある

②令和10年度まで、子ども・子育て支援金分の単価が段階的に引上げになるため、毎年度税率の見直しが必要

- ① 子ども・子育て支援金分の増税は県の示す標準保険料(R7.12.4現在)を参考とし算定します。
② 医療分は、子ども・子育て支援金分で増税になった料率にプラスした料率を減税し、令和8年度の国保税率等を下記のように見直します。

	R7 佐久市保険税率等			R8 佐久市保険税率等			改定前との差額		
	所得割率 (%)	均等割額	平等割額	所得割率 (%)	均等割額	平等割額	所得割率 (%)	均等割額	平等割額
医療分	7.30	20,800	24,400	6.75	20,100	23,700	△ 0.55	△ 700	△ 700
支援分	2.75	7,300	8,700	2.75	7,300	8,700	0.00	0	0
介護分	2.75	9,000	7,300	2.75	9,000	7,300	0.00	0	0
子ども支援分				0.20	※ 700	700	0.20	700	700

※子ども・子育て支援納付金 均等割額…700円 (均等割額 690円 + 18歳以上均等割額 10円)
18歳以下(年度末時点)の被保険者の均等割額を、それ以外の被保険者で負担するため、プラス分が課税されます

国民健康保険税額の推計 【子ども分を課税し、医療分の税率等改定なし】

資料4-1

(単位：人、千円)

税率試算		令和6年度決算				令和7年9月末時点			令和7年度決算（見込）			
		平均被保数	調定額	収納率	収入額	平均被保数	調定額	収納見込	平均被保数	調定見込	収納見込	前年度増減
現年課税分 (過年度分含む)	医療給付費等分	18,510	1,222,165	95.55	1,167,797	18,082	1,251,760		17,950	1,242,511	1,187,219	19,422
	介護納付金分	5,825	170,289	93.14	158,602	5,805	177,105		5,740	175,124	163,110	4,508
	後期支援金分	18,510	448,739	95.54	428,739	18,082	462,717		17,950	459,213	438,732	9,993
	小計	18,510	1,841,193	95.33	1,755,138	18,082	1,891,582		17,950	1,876,848	1,789,061	33,923
滞納繰越分	医療給付費等分		170,914	36.35	62,132		153,438			150,369	54,659	7,473
	介護納付金分		35,050	35.77	12,539		31,692			31,122	11,132	1,407
	後期支援金分		61,788	36.45	22,522		55,632			54,519	19,872	2,650
	小計		267,752	36.30	97,193		240,762			236,010	85,663	11,530
合計			2,108,945	87.33	1,852,331		2,132,344			2,112,858	1,874,724	45,453

○R6年度の収納率

	現年	滞納
医療分	0.9555	0.3635
介護分	0.9314	0.3577
支援金分	0.9554	0.3645

※子ども支援金分は医療分と同じと仮定

○7年度1人あたり調定額（過年度分含む）
10月末現在

医療分	69,221円
介護分	30,509円
支援金分	25,583円

○子ども支援分調定額

R8	2,637円
R9	3,164円
R10～	4,219円

税率試算		令和8年度（見込）				令和9年度（見込）				令和10年度（見込）			
		平均被保数	調定見込	収納見込	前年度増減	平均被保数	調定見込	収納見込	前年度増減	平均被保数	調定見込	収納見込	前年度増減
現年課税分 (過年度分含む)	医療給付費等分	17,410	1,205,132	1,151,504	△ 35,715	16,890	1,169,137	1,117,110	△ 34,394	16,380	1,133,835	1,083,379	△ 33,731
	介護納付金分	5,570	169,937	158,279	△ 4,831	5,400	164,750	153,448	△ 4,831	5,240	159,869	148,902	△ 4,546
	後期支援金分	17,410	445,398	425,533	△ 13,199	16,890	432,095	412,824	△ 12,709	16,380	419,048	400,358	△ 12,466
	子ども支援金分	16,100	42,456	40,567		15,620	49,422	47,223	6,656	15,150	63,918	61,074	13,851
	小計	17,410	1,862,923	1,775,883	△ 13,178	16,890	1,815,404	1,730,605	△ 45,278	16,380	1,776,670	1,693,713	△ 36,892
滞納繰越分	医療給付費等分		137,844	50,106	△ 4,553		128,208	46,604	△ 3,502		120,473	43,792	△ 2,812
	介護納付金分		29,151	10,427	△ 705		27,529	9,847	△ 580		26,131	9,347	△ 500
	後期支援金分		50,449	18,389	△ 1,483		47,246	17,221	△ 1,168		44,617	16,263	△ 958
	子ども支援金分						1,889	687	687		3,401	1,236	549
	小計		217,444	78,922	△ 6,741		204,872	74,359	△ 4,563		194,622	70,638	△ 3,721
合計			2,080,367	1,854,805	△ 19,919		2,020,276	1,804,964	△ 49,841		1,971,292	1,764,351	△ 40,613

※平均被保険者数 前年×0.970 ※介護納付金分被保険者数（40歳～64歳） 平均×0.320 ※子ども・子育て支援金分（18歳以上） 平均被保険者数×0.925 いずれも10人未満を四捨五入

※調定見込 被保険者数×R7年度1人あたり調定額（過年度分含む）10月末現在、滞納繰越分 前年度未納額－平均不能欠損額

※子ども・子育て支援金分 各年度の調定単価 R8：2,637円、R9：3,164円、R10～：4,219円（県の算定する標準保険料より推計）

国民健康保険税額の推計 【子ども分を課税し、医療分の税率等改定あり】

(単位：人、千円)

税率試算		令和6年度決算				令和7年9月末時点			令和7年度決算（見込）			
		平均被保数	調定額	収納率	収入額	平均被保数	調定額	収納見込	平均被保数	調定見込	収納見込	前年度増減
現年課税分 (過年度分含む)	医療給付費等分	18,510	1,222,165	95.55	1,167,797	18,082	1,251,760		17,950	1,242,511	1,187,219	19,422
	介護納付金分	5,825	170,289	93.14	158,602	5,805	177,105		5,740	175,124	163,110	4,508
	後期支援金分	18,510	448,739	95.54	428,739	18,082	462,717		17,950	459,213	438,732	9,993
	小計	18,510	1,841,193	95.33	1,755,138	18,082	1,891,582		17,950	1,876,848	1,789,061	33,923
滞納繰越分	医療給付費等分		170,914	36.35	62,132		153,438			150,369	54,659	7,473
	介護納付金分		35,050	35.77	12,539		31,692			31,122	11,132	1,407
	後期支援金分		61,788	36.45	22,522		55,632			54,519	19,872	2,650
	小計		267,752	36.30	97,193		240,762			236,010	85,663	11,530
合計			2,108,945	87.33	1,852,331		2,132,344			2,112,858	1,874,724	45,453

○R6の収納率

	現年	滞納
医療分	0.9555	0.3635
介護分	0.9314	0.3577
支援金分	0.9554	0.3645

※子ども支援金分は医療分と同じと仮定

税率試算		令和8年度（見込）				令和9年度（見込）				令和10年度（見込）			
		平均被保数	調定見込	収納見込	前年度増減	平均被保数	調定見込	収納見込	前年度増減	平均被保数	調定見込	収納見込	前年度増減
現年課税分 (過年度分含む)	医療給付費等分	17,410	1,115,128	1,065,505	△ 121,714	16,890	1,081,821	1,033,680	△ 31,825	16,380	1,049,155	1,002,468	△ 31,212
	介護納付金分	5,570	169,937	158,279	△ 4,831	5,400	164,750	153,448	△ 4,831	5,240	159,869	148,902	△ 4,546
	後期支援金分	17,410	445,398	425,533	△ 13,199	16,890	432,095	412,824	△ 12,709	16,380	419,048	400,358	△ 12,466
	子ども支援金分	16,100	42,456	40,567		15,620	49,422	47,223	6,656	15,150	63,918	61,074	13,851
	小計	17,410	1,772,919	1,689,884	△ 99,177	16,890	1,728,088	1,647,175	△ 42,709	16,380	1,691,990	1,612,802	△ 34,373
滞納繰越分	医療給付費等分		137,844	50,106	△ 4,553		124,203	45,148	△ 4,958		114,038	41,453	△ 3,695
	介護納付金分		29,151	10,427	△ 705		27,529	9,847	△ 580		26,131	9,347	△ 500
	後期支援金分		50,449	18,389	△ 1,483		47,246	17,221	△ 1,168		44,617	16,263	△ 958
	子ども支援金分						1,889	687	687		3,401	1,236	549
	小計		217,444	78,922	△ 6,741		200,867	72,903	△ 6,019		188,187	68,299	△ 4,604
合計			1,990,363	1,768,806	△ 105,918		1,928,955	1,720,078	△ 48,728		1,880,177	1,681,101	△ 38,977

○7年度1人あたり調定額（過年度分含む）

10月末現在

医療分	69,221円
介護分	30,509円
支援金分	25,583円
R8~医療分	64,051円

○子ども支援分調定額

R8年度	2,637円
R9年度	3,164円
R10年度～	4,219円

※平均被保険者数 前年×0.970 ※介護納付金分被保険者数（40歳～64歳） 平均×0.320 ※子ども・子育て支援金分（18歳以上） 平均被保険者数×0.925 いずれも10人未満を四捨五入

※調定見込 被保険者数×R7年度1人あたり調定額（過年度分含む）10月末現在、滞納繰越分 前年度未納額－平均不能欠損額

※子ども・子育て支援金分 各年度の調定単価 R8：2,637円、R9：3,164円、R10～：4,219円（県の算定する標準保険料より推計）

佐久市国民健康保険財政の今後の推計について

1 歳入歳出決算額等について

(単位：千円)

	R6年度 (決算)	R7年度 (決算見込)	R8年度 (推計)	R9年度 (推計)	R10年度 (推計)
平均被保険者数	18,510	17,950	17,410	16,890	16,380
歳入合計	9,620,351	9,651,930	9,585,402	9,401,739	9,272,621
歳出合計	9,466,631	9,444,508	9,480,200	9,362,063	9,318,348
差引	153,720	207,422	105,202	39,676	△ 45,727
実質収支	63,318	73,586	△ 44,798	△ 65,526	△ 85,403
基金残高	1,290,471	1,313,166	1,373,214	1,375,960	1,332,985

※実質収支：歳入合計から、基金繰入金、繰越金、財産収入(基金積立充当分のみ)、その他(基準外)繰入金(福祉医療分は対象外)を除き歳出合計から基金積立金、一般会計返還金を除いた上で、歳入歳出の差引をしたもの

2 項目別歳入歳出決算額等について

(単位：千円)

	R6年度 (決算)	R7年度 (決算見込)	R8年度 (推計)	R9年度 (推計)	R10年度 (推計)
1 国民健康保険税	1,852,331	1,874,724	1,768,806	1,720,078	1,681,101
2 使用料及び手数料	1,262	900	900	900	900
3 国庫支出金	5,929	10,484	3,443	273	83
4 県支出金	6,886,436	6,875,375	6,862,595	6,856,794	6,846,038
5 財産収入	1,046	2,811	2,626	2,746	2,752
6 繰入金	680,972	650,752	659,026	637,391	626,148
7 繰越金	97,956	153,720	207,422	105,202	39,676
8 諸収入	94,419	83,164	80,584	78,355	75,923
歳入合計	9,620,351	9,651,930	9,585,402	9,401,739	9,272,621
1 総務費	115,211	121,051	117,414	113,912	110,476
2 保険給付費	6,826,460	6,816,380	6,808,576	6,801,664	6,792,502
3 国民健康保険事業費納付金	2,312,153	2,279,945	2,297,410	2,251,715	2,226,249
4 保健事業費	111,095	107,736	104,497	101,374	98,318
5 基金積立金	8,600	22,695	60,048	2,746	2,752
6 諸支出金	93,112	96,701	92,255	90,652	88,051
歳出合計	9,466,631	9,444,508	9,480,200	9,362,063	9,318,348

主な歳入の推計方法等

○国民健康保険被保険者数：令和7年9月末までの実数を基に、被保険者の減少割合等を考慮し推計

- 国民健康保険税：令和7年度の1人当たり調定金額や過去の収納率等を分析し、今後の被保険者の推計との整合性を図りながら令和8年度以降の収納額を推計しました。(被用者保険の適用拡大、税制改正等は考慮しない)
- 県支出金：主なものとして、普通交付金、特別交付金があります。普通交付金：歳出の保険給付費に要した費用を全額交付されることから、保険給付費のうち、療養諸費、高額療養費、移送費の合計と同額になります。特別交付金：保険者努力支援分、旧国特別調整交付金、県繰入金(2号分)、特定健診等負担金があります。被保険者推計や交付金の減少割合等を考慮し推計。
- 繰入金：軽減措置に対する補填や、国民健康保険に係る職員給与など、国が定めるルールに基づき算定された金額が、一般会計から国保特会に繰入れされます。過去の実績、被保険者数や保険給付費等の推計に基づきそれぞれの繰入金ごとに推計しました。
- その他：国保事業基金積立金利子、国保税延滞金、貸付金元金収入、第三者行為納付金等があります。過去の実績と被保険者数の減少を考慮し推計しました。

主な歳出の推計方法等

- 保険給付費：主なものとして、療養給付費、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費などがあります。一人当たり給付費に着目し、伸率を3.0%とし推計しました。
- 国民健康保険事業納付金：長野県における保険料収納必要額を市町村ごとの「被保険者数」と「所得水準」で按分しそれぞれに「医療費水準」を反映して国保事業費納付金が決定されます。令和8年度は、12月1日に県より示された仮係数での値です。医療費分は令和7年度から減少傾向、後期高齢者支援分・介護納付金は増額したため、3か年の平均上昇率を乗じて推計しました。
- 保健事業費：保健事業に係る職員給与や人間ドック補助金、特定健康診断等の実施経費です。
- 償還金：返還金・還付金は、近年の実績を基に推計しました。
- 基金積立金：令和7年度は、12月補正での計上分及び国保事業基金積立金利子推計分を計上しています。令和9年度以降は、国保事業基金積立金利子推計分を過去3か年の平均値で計上しました。

3 税率改定後の基金残高の推計

(単位：千円)

区分	前年度末残高 (A)	積立額 (B)	取崩額 (繰入額) (C)	年度末残高	備考
				[(A)+(B)-(C)]	
R8年度	1,313,166	60,048	0	1,373,214	
R9年度	1,373,214	2,746	0	1,375,960	
R10年度	1,375,960	2,752	45,727	1,332,985	
R11年度	1,332,985	2,666	110,661	1,224,990	
R12年度	1,224,990	2,450	135,288	1,092,152	